

## 商法の改訂版について

### 第1 全体について

#### 1 改訂の内容 1

2020年4月から施行される改正民法の内容に即して必要な部分の改訂をした。2020年以降の司法試験を受験する人を利用者として想定しているため、利用者の便宜のため、改正法を現行法、改正前の法律を旧法と表示した。

#### 2 改訂の内容 2

田中「会社法」の頁を第2版（2018年11月）を踏まえた記述に改め（22年、24年、26年）、試験後に最高裁の判決が出た部分については、最高裁判例に沿った内容に改訂した（序章、24年）。

#### 3 内容面で手を加えた箇所は、下線を引いて、改訂前のレジュメを利用している人にも、改訂箇所が分かるように配慮した。

#### 4 利用者による使い方

##### ① 従前からの講義を聴いている人

以下の資料をみながら（特に、下線を引いている部分）、改訂部分の講義を聴いていただきたい。

レジュメ 序章、サンプル問題、20年、22年、24年、26年

解答例 サンプル問題、20年、24年、26年

##### ② 今回初めて講義を聴く人

従前の資料（解説レジュメと解答例）と講義を聴いたうえで、①を確認していただきたい。

### 第2 民法改正の影響（26年設問2、20年）

民法では、代理権濫用について相手方に悪意または過失がある場合には、旧法時代は、民法93条ただし書類推適用により処理されていたが、現行法では民法107条で明文化された。

商法の過去問で、民法93条ただし書類推適用を書くべき問題が2つあったが、この問題につき、民法改正で答案として書くべき内容が変わるのかを注意する必要がある。結論は、田中「会社法」（第2版）（改正民法を反映したものである）の記載によっているが、同著には理由の説明がないため、理路的な説明を、筆者なりに工夫してみた。

### 第3 序章第3、1、24年について

否決された株主総会決議について、決議取消の訴えを提起できるかについて、平成24年設問3と平成30年設問2で出題されている。平成24年当時は、下級審レベルではあるが、肯定、否定いずれの判例もあり、その1つの判旨を使って、従前のレジュメでは、

訴えの利益なしという筋道を示したが、現在では、最判平成 28 年 3 月 4 日（28 年重判 110～111 頁）が出ているので、これにより解答するのが適切である。このような観点から改訂をした。

#### 第 4 サンプル問題, 22 年

田中「会社法」(第 2 版)の記載を踏まえて、一部(下線部分)を改訂した。サンプル問題の改訂部分は答案に影響する部分であるから講義で取り上げる。平成 22 年の改訂部分は、答案にすると、時間制限の中では書けない分量になるので、理解を深めたい人が読むということにより(講義では取り上げない)。

#### 第 5 取締役の義務の論証 (24 年, 26 年)

商法の問題では、時々、会社の利益を平然と侵害する取締役が登場する。明らかに善管注意義務違反があるが、答案としては、その内容を具体的に記載する必要がある。そこで、改訂版では、田中「会社法」(第 2 版) 176 頁の記載により、「会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図らない義務」と表現した。端的な記載であり、答案としても十分に使えるものだからである。

以上